

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県水道局管理規程第3号

香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県水道局企業職員の給与に関する規程（昭和43年香川県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当) 第3条 略 <u>2 前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員（以下「受給職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（受給職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に受給職員となった場合にあっては、受給職員となった日）以後の管理職手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>	(管理職手当) 第3条 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、別表のとおりとする。

附 則

- この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（とあるのは「香川県水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成24年香川県企業管理規程第3号）の施行の日（」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。